

21 各高福第 582 号  
平成 21 年 12 月 15 日

各務原市介護保険サービス事業者協議会  
居宅介護支援事業者部会  
会長 稲垣 光晴 様

各務原市高齢福祉課長 太田 徳生

### 通所介護の延長加算について

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当市介護保険事業にご理解、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しのことにつきまして、延長加算の適用にあたり、一部認識の異なった解釈がありましたので、下記のことについて会員各位に周知願いたくよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### (事 例)

デイサービスの利用者で、預かり分の時間を含めて滞在時間で 8 時間を超えている分について延長加算として請求していた。

#### (考え方)

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を越えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること。(このような家族の出迎えまでの「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。)またここでいう通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は、含まれないものであること。

[老企第 36 号第 2 の 7(1)]

従いましてケアプランに位置付けすることが、まず基本です。その上で次のことに注意して下さい。

①延長加算は、所要時間 6 時間以上 8 時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、2 時間を限度として算定されるものである。

当該加算は、通所介護と延長サービスを通算した時間が 8 時間以上の部分について算定されるものである為、たとえば 7 時間の通所介護の後に連続して 2 時間の延長サービスを行った場合は、1 時間分が、対象となります。

②延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて適当数の従業者を置いていること。

※参考文献 介護報酬の解釈 P234、236